

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	4.2E-1				2.8E+2		3.6E+2	638.2
2	アクリルアミド							2.1E-1	0.2
3	アクリル酸エチル							4.1E+2	413.1
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2.7E+1						3.6E+0	30.1
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							4.1E+2	413.1
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	1.0E+1							10.1
8	アクリル酸メチル							4.1E+2	413.1
9	アクリロニトリル							4.1E+2	412.9
10	アクロレイン		8.2E+3					1.5E+3	9,707.9
11	アジ化ナトリウム	1.1E+0							1.1
12	アセトアルデヒド		4.9E+4					8.0E+3	57,010.3
13	アセトニトリル	2.9E+2						2.1E+3	2,400.0
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							3.6E-1	0.4
17	o-アニシジン								
18	アニリン							5.8E+0	5.8
20	2-アミノエタノール	3.6E+1			3.9E+4			2.7E+4	66,531.0
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					7.7E+2	2.8E+1		801.2
23	p-アミノフェノール							1.2E-1	0.1
24	m-アミノフェノール							5.6E-2	0.1
25	メトリブジン					1.4E+2			137.5
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							1.2E+1	12.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	1.7E+3			2.5E+5			5.2E+4	305,365.5
31	アンチモン及びその化合物	9.2E-1						9.6E+1	97.0
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							1.2E+4	11,591.6
37	ビスフェノールA	1.2E+1						3.1E+0	15.4
40	ピフェナゼート					2.0E+2			200.0
41	フルトラニル					1.8E+2			176.0
46	キザロホップエチル					1.4E+1			14.0
47	ブタミホス					2.2E+2			219.0
48	E P N					6.3E+2			631.5
49	ペンディメタリン					1.1E+3			1,111.2
50	モリネート								
51	2-エチルヘキサノ酸							2.5E-3	0.0
52	アラニカルブ					1.4E+3			1,440.0
53	エチルベンゼン	1.0E+5	1.0E+5	2.0E+5				1.8E+4	426,241.4
54	ホスチアゼート					4.2E+2			423.0
56	エチレンオキシド	4.8E+2						2.5E+2	723.4
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1.4E+3		5.0E+2				6.2E+1	1,956.8
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3.0E+1						1.6E+1	46.5
59	エチレンジアミン							3.0E+2	303.9
60	エチレンジアミン四酢酸	6.7E+1			2.7E+2			5.9E+2	931.2
61	マンネブ					1.2E+4			11,875.0
62	マンコゼブ					7.7E+4			76,814.5
63	ジクアドジプロミド					1.5E+3			1,507.9
64	エトフェンブロックス					2.6E+3	1.1E+2		2,667.2
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					2.2E+1			21.9
71	塩化第二鉄	9.0E-2							0.1

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							2.5E-1	0.2
75	カドミウム及びその化合物							4.4E+0	4.4
76	ϵ -カプロラクタム							2.9E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	1.4E+5	3.8E+5	3.0E+5				1.8E+5	1,001,634.1
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	3.4E+0						2.4E+1	27.0
83	クメン	2.0E+2						2.7E+2	467.1
84	グリオキサール							5.2E-1	0.5
85	グルタルアルデヒド	2.2E+1						2.4E+3	2,396.8
86	クレゾール							1.4E+2	136.2
87	クロム及び3価クロム化合物	1.6E+0						5.6E+1	57.2
88	6価クロム化合物	1.1E+1		2.1E+2					225.4
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					2.3E+2			227.6
91	シアナジン					5.2E+3			5,171.5
92	トルフェンピラド					5.3E+2			525.0
93	メトラクロール					1.2E+3			1,193.6
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					4.1E+2			410.5
96	ジフェノコナゾール					8.2E+1			81.7
98	クロロ酢酸							4.1E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					3.7E+3			3,698.5
101	アラクロール					5.2E+2			516.0
103	HCFC-142b							2.4E+4	23,564.3
104	HCFC-22							2.8E+5	282,075.4
108	メコプロップ					1.0E+3			1,043.3
113	シマジン					1.6E+2			155.0
114	インダノファン					2.7E+1			27.0
115	フェントラザミド					2.2E+3			2,200.0
116	ヘキシチアゾクス					2.0E+1			20.0
117	テブコナゾール					3.7E+2	4.6E+1		416.3
118	マイクロブタニル					5.4E+1			54.4
119	フェンブコナゾール								
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					9.5E+2			945.0
125	クロロベンゼン	9.1E+1						6.3E+2	719.1
126	CFC-115							1.1E+3	1,107.6
127	クロロホルム	5.6E+2						2.6E+3	3,177.5
132	コバルト及びその化合物	1.8E+1						6.2E+2	639.1
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	6.7E+2						1.8E-1	673.7
134	酢酸ビニル							5.4E+2	543.3
136	サリチルアルデヒド							2.6E-2	0.0
137	シアナミド					8.8E+1			87.7
138	ジクロシメット					9.0E+0			9.0
139	トラロメリン					2.8E+0	1.4E+1		17.1
140	フェンプロパトリン					8.8E+1	2.4E+1		111.3
141	シモキサニル					8.4E+1			84.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	3.7E+1				6.3E+1		5.3E+2	630.7
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							1.3E-1	0.1
146	ピリミホスメチル					4.7E+1			47.0
147	チオベンカルブ					1.2E+3			1,238.0
148	カフェンストロール					1.4E+3			1,433.6
150	1,4-ジオキサン	4.8E+1						1.4E+3	1,485.7

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					5.0E+3			4,963.0
153	テトラメリン						5.7E+2		573.6
154	シクロヘキシルアミン							2.4E+1	23.8
157	1,2-ジクロロエタン	5.0E+1						3.3E+0	53.1
161	CFC-12							2.1E+4	21,340.5
162	プロピザミド					3.4E+2			336.0
164	HCFC-123							3.9E+3	3,913.2
168	イプロジオン					6.4E+1			64.0
169	ジウロン					1.8E+3		5.1E+1	1,817.7
170	テトラコナゾール					1.2E+1			12.0
171	プロピコナゾール					8.4E+1			83.6
172	オキサジクロメホン					5.4E+2			540.2
174	リニューロン					3.3E+2			328.4
175	2,4-D					1.0E+3			1,045.7
176	HCFC-141b							4.9E+4	49,270.2
178	1,2-ジクロロプロパン							3.1E+0	3.1
179	D-D					7.2E+3			7,242.0
181	ジクロロベンゼン						1.2E+3	2.8E+5	282,272.4
182	ピラゾキシフェン					2.4E+2			235.0
183	ピラゾレート					1.3E+3			1,270.0
184	ジクロベニル					4.6E+3			4,634.7
185	HCFC-225							1.4E+4	14,424.0
186	塩化メチレン	3.9E+4						6.0E+0	39,148.8
187	ジチアノン					4.8E+2			478.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							4.9E+2	491.4
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					2.5E+2			252.0
193	エチルチオメトン					2.9E+3			2,888.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					3.2E+2			317.0
196	メチダチオン					5.5E+3			5,456.0
197	マラソン					5.6E+3			5,581.0
198	ジメトエート					3.5E+3			3,486.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							1.5E-6	0.0
203	ジフェニルアミン							7.2E-2	0.1
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							2.2E+1	22.2
206	カルボスルファン					1.6E+1			16.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	7.6E+0					1.7E+1	2.5E+1	49.6
209	ジプロモクロロメタン							8.6E+2	860.6
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							2.5E+3	2,543.5
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					1.5E+4			14,575.9
213	N,N-ジメチルアセトアミド	2.0E+2						1.5E+2	354.0
216	N,N-ジメチルアニリン							1.7E+0	1.7
217	チオスクラム								
218	ジメチルアミン	7.8E+1						4.1E+0	82.5
221	ベンフラカルブ					3.3E+2			333.0
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルデシルアミン = N-オキシ	5.3E+1			2.3E+4			2.0E+2	22,810.3
225	トリクロロホン					2.4E+3	1.6E+1		2,439.6
227	バラコート					1.1E+3			1,055.0
229	チオファネートメチル					4.7E+3			4,737.4
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	4.9E+2							493.5
233	フェントエート					6.6E+2			665.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					6.0E+1			60.0
237	水銀及びその化合物	4.9E+0						4.7E+1	52.4
239	有機スズ化合物	6.2E-1							0.6
240	スチレン	3.6E+3	3.3E+4	1.1E+1				1.3E+3	37,993.7
242	セレン及びその化合物							1.8E+2	178.3
243	ダイオキシン類							1.5E+3	1,494.9
244	ダゾメット					4.8E+4			47,824.0
245	チオ尿素							2.4E+2	238.9
248	ダイアジノン					1.0E+4	1.2E+1		10,002.0
249	クロロピリホス					3.3E+2			328.0
250	イソキサチオン					1.1E+3			1,076.0
251	フェントロチオン					1.6E+4	9.1E+2		16,863.3
252	フェンチオン					2.0E+2	2.0E+2		397.2
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス					1.9E+2			187.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							2.6E-3	0.0
257	デカノール							2.4E+1	23.7
258	ヘキサメチレンテトラミン							3.0E+3	3,006.2
259	ジスルフィラム	3.0E+2							302.6
260	クロロタロニル					7.9E+3			7,906.0
261	フサライド					5.5E+3			5,481.5
262	テトラクロロエチレン	6.0E+3						3.7E-1	6,025.8
266	テフルトリン					3.9E+1			38.5
267	チオジカルブ					7.6E+2			755.0
268	チウラム	4.3E+2				1.4E+3			1,856.0
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	2.6E-1				4.8E+1		1.1E+3	1,162.7
273	n-ドデシルアルコール							3.0E+1	29.6
275	ドデシル硫酸ナトリウム	5.7E+2			3.9E+4			8.0E+3	47,288.8
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	1.7E+1						1.7E+2	186.8
278	トリエチレンテトラミン	2.8E+0							2.8
281	トリクロロエチレン	1.2E+4						5.9E-1	12,338.6
282	トリクロロ酢酸	5.0E+0						4.4E+1	49.1
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					8.6E+3			8,578.5
286	トリクロピル					2.4E+2			238.0
288	CFC-11							2.7E+4	27,449.8
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							1.1E+2	106.3
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					2.6E+3			2,632.7
294	2,4,6-トリプロモフェノール							3.3E+0	3.3
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.5E+4	3.9E+3					1.3E+3	30,492.3
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.6E+4	3.6E+4	6.3E+3				2.6E+3	60,997.8
298	トリレンジイソシアネート							1.7E-5	0.0
299	トルイジン							6.7E-5	0.0
300	トルエン	1.9E+5	6.0E+5	1.7E+5				3.4E+4	998,694.6
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.8E+1						6.5E+3	6,472.5
305	鉛化合物	3.1E+1		9.6E+2				1.1E+2	1,102.1
308	ニッケル							3.3E+2	326.9
309	ニッケル化合物	6.5E+0						1.6E+3	1,619.9
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							5.5E-2	0.1
319	n-ノニルアルコール								

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							2.0E+2	195.3
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					7.2E+2			717.0
325	オキシシン銅					2.2E+3			2,208.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					1.2E+3			1,176.4
329	ポリカーバメート					3.3E+3		4.2E+2	3,709.6
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							4.1E-1	0.4
331	カズサホス					6.6E+1			66.0
332	砒素及びその無機化合物							2.2E+1	21.9
333	ヒドラジン	4.8E+1						2.3E+3	2,386.5
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							4.0E+0	4.0
336	ヒドロキノ	1.9E+0						1.2E+3	1,160.9
340	ビフェニル							1.2E+2	116.9
341	ビペラジン							1.8E+2	183.5
342	ピリジン							1.1E+2	105.6
343	カテコール							1.6E+1	16.5
346	2-フェニルフェノール							1.8E+2	180.8
348	フェニレンジアミン							9.5E-2	0.1
349	フェノール	1.4E+1						1.4E+0	15.1
350	ペルメトリン					3.4E+2	3.0E+2		644.6
351	1,3-ブタジエン		4.3E+4					2.2E+3	44,860.0
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.6E+2		8.2E+2				3.0E+2	1,279.6
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	3.6E+2		3.7E+1				2.3E+1	425.3
357	ブプロフェジン					4.7E+2			470.5
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					2.2E+3			2,170.0
361	シハロホップブチル					9.6E+2			957.6
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					2.3E+2			232.0
364	フェンピロキシメート					6.0E+1			60.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					3.9E+2			390.0
370	ピリダベン					6.2E+2			615.0
371	テブフェンピラド					2.0E+1			20.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	9.4E+2						2.8E+4	28,976.8
376	ブタクロール					5.2E+3			5,215.5
377	フラン								
378	プロピネブ					2.9E+3			2,940.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブロモジクロロメタン							1.7E+3	1,679.8
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					3.1E+3			3,106.9
384	1-ブロモプロパン							5.9E+1	59.4
385	2-ブロモプロパン							3.3E-2	0.0
386	臭化メチル					7.2E+4			71,544.8
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	7.9E+1			1.7E+3			2.8E+2	2,060.2
390	ヘキサメチレンジアミン							1.6E-2	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	8.0E+4	1.1E+4					3.8E+3	94,878.0
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							3.2E+1	32.2

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.3E+1							12.8
398	塩化ベンジル							1.3E-1	0.1
399	ベンズアルデヒド		1.2E+4					3.8E+2	12,104.9
400	ベンゼン	3.3E+3	1.6E+5					1.6E+4	183,919.6
402	メフェナセツト					3.9E+3			3,868.0
403	ベンゾフェノン							6.4E-2	0.1
405	ほう素化合物	1.8E+2					1.9E+1	7.2E+4	72,587.6
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	5.7E+3			6.2E+5			2.6E+4	647,924.5
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	7.6E+1			5.3E+3			1.0E+3	6,369.5
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	3.9E+2			6.1E+4			2.0E+4	81,781.9
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1.2E+3			5.3E+3			4.6E+3	11,020.0
411	ホルムアルデヒド	3.2E+3	1.3E+5					1.1E+4	145,682.6
412	マンガン及びその化合物	1.4E-1						7.0E+1	70.1
413	無水フタル酸							4.2E-3	0.0
414	無水マレイン酸							1.9E-1	0.2
415	メタクリル酸	4.0E+0						3.7E+1	40.9
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							1.7E-7	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							9.6E-1	1.0
420	メタクリル酸メチル							2.1E+2	205.3
422	フェリムゾン					2.4E+3			2,358.0
423	メチルアミン							1.5E-2	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					3.6E+2			360.0
427	カルバリル					1.5E+3	3.1E+2		1,820.8
428	フェノブカルブ					2.0E+3	3.5E+2		2,400.3
429	ハロスルフロンメチル					2.2E+2			222.3
430	インドキサカルブ					2.0E+1			20.0
431	アゾキシストロビン					1.2E+3			1,150.2
432	アミトラズ					9.6E+2			960.0
433	カーバム					8.5E+2			850.0
434	オキサミル					6.5E+1			64.8
435	ピリミノバックメチル					2.2E+2			221.2
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	4.8E+3					2.6E+1	7.2E+2	5,580.9
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							4.8E+0	4.8
442	メプロニル					2.3E+3			2,287.0
443	メソミル					7.5E+2			747.0
444	トリフロキシストロビン					1.8E+1			17.6
445	クレソキシムメチル					2.0E+3			1,971.0
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	9.0E+2							895.6
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					6.6E+2			655.5
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	3.4E+1						1.4E-1	33.8
453	モリブデン及びその化合物	5.4E+1						1.7E+3	1,748.7
455	モルホリン	2.9E+1						1.5E+2	176.8
456	りん化アルミニウム					1.7E+2			165.0
457	ジクロロボス						2.1E+3		2,132.3
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.2E+0	1.2
460	りん酸トリトリル							2.5E-3	0.0

広島県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							3.3E+1	32.9
462	りん酸トリ-n-ブチル							2.3E-2	0.0
合 計		6.4E+5	1.6E+6	6.9E+5	1.0E+6	4.0E+5	6.2E+3	1.3E+6	5,635,388.6

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。